

○飯塚市まちづくり協議会補助金交付要綱

平成26年4月1日
飯塚市告示第97号
改正 H30-68

(趣旨)

第1条 この告示は、協働のまちづくりを推進するため、住民の積極的な参加によるまちづくりを図る事業、活動に要する経費に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、飯塚市交流センター条例(平成29年飯塚市条例第22号)に規定する交流センターが設置された地域内において、そこに住む個人、団体等で構成されるまちづくり協議会とする。

(H30-68一改)

(対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業、活動又は事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権啓発の推進に関する事業、活動
- (2) 防犯、防災、交通安全その他住民の安全に関する事業、活動
- (3) 環境美化に関する事業、活動
- (4) 健康づくり、体育活動に関する事業、活動
- (5) 青少年の健全育成に関する事業、活動
- (6) 福祉に関する事業、活動
- (7) 教育、文化、芸術の推進に関する事業、活動
- (8) 生涯学習の振興に関する事業、活動
- (9) 産業、観光振興に関する事業、活動
- (10) 住民のふれあいの場の創出に関する事業、活動
- (11) 広報及び情報収集に関する事業、活動
- (12) まちづくり協議会の運営に関する事務
- (13) その他市長が必要と認めるまちづくり協議会としての活動が促進される事業、活動

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付申請をする場合にあっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) まちづくり協議会規約
 - (2) まちづくり協議会役員名簿
 - (3) まちづくり計画
 - (4) 収支予算書
 - (5) その他特に市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、規則第6条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金交付の可否について、補助金交付・不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第7条の規定に基づき、補助金の交付決定について、条件を付すことができる。

(変更申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後のまちづくり計画
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他特に市長が必要と認める書類

(変更内容の決定)

第8条 市長は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、変更内容の承認、不承認を決定し、補助金交付変更承認・不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第9条 第6条又は前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後すみやかに規則第13条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第10条 補助事業者は、規則第11条第2項に規定する補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

(1) 飯塚市地区公民館運営費補助金交付要綱(平成19年飯塚市告示第106号)

(2) 飯塚市自治公民館運営費補助金交付要綱(平成19年飯塚市告示第105号)

(3) 飯塚市青少年健全育成会補助金交付要綱(平成23年飯塚市告示第213号)

(4) 颯田まちづくり協議会補助金交付要綱(平成19年飯塚市告示第77号)

(飯塚市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部改正)

3 飯塚市社会教育関係団体補助金等交付要綱(平成19年飯塚市告示第33号)の一部を次のように改正する。

別表1子ども会の項及び社会体育振興会の項を削る。

附 則(平成30年3月22日 告示第68号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。